

公益財団法人こども財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人こども財団定款（以下「定款」という。）第12条及び第28条の規定に基づき、公益財団法人こども財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員 役員のうち財団において常時勤務する者をいう。
- (4) 非常勤役員 役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等 役員等の報酬、各種手当その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用を含まないものとする。
- (6) 費用 役員等の職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等が職務を執行したときは、その対価として報酬等を支給する。

2 非常勤役員にあっては理事会、評議員会、監事監査又は財団が実施する事業等へ出席したとき、評議員にあっては評議員会又は財団が実施する事業等へ出席したときに、別表第1に定める額を上限として、評議員会が報酬等を決定し、支給する。

3 非常勤役員が決裁事務等財団運営に係る職務に従事したときの報酬等は、年額36万円を上限として、別表第2に定める基準により支給する。

4 常勤役員（明石市から派遣された職員のうちから選任された常勤役員を含む。）の報酬等は、別表第3のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、前条第2項に規定する非常勤役員及び評議員にあっては出席の都度、前条第3項に規定する場合にあっては従事した日の属する月の翌月に、前条第4項に規定する常勤役員にあっては月額をもって毎月一定の定まった日に通貨をもって直接本人に支給する。ただし、役員等から

申出があったときは、役員等の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令に基づき控除すべき金額等を控除して支給する。

(出張費用の弁償)

第5条 役員等が職務のための出張をしたときは、費用弁償として、明石市職員の旅費に関する条例（昭和28年条例第11号）の例により、別表第4に定める額を支給する。

(公表)

第6条 財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号に規定する報酬等の支給の基準として同法第20条第2項の規定により公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般財団法人あかしこども財団設立の登記の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日制定）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月7日制定）

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条に規定する行政庁の公益認定を受けた日から施行する。

附 則（令和4年4月28日制定）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（令和4年9月1日制定）

この規程は、制定の日から施行する。

附 則（令和5年1月24日制定）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役員等の区分	報酬等の上限額
非常勤役員	1 理事長 交通費実費に加えて10,600円（車両

	<p>を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合に準じて実費相当を支給する。)</p> <p>2 理事長以外 交通費実費に加えて9,800円(車両を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合に準じて実費相当を支給する。)</p>
評議員	交通費実費に加えて9,800円(車両を利用する場合は、公共交通機関を利用した場合に準じて実費相当を支給する。)

別表第2 (第3条関係)

支給基準	<p>1 理事会又は評議員会の開催等に係る決裁事務(事前協議を含む。) 従事1回につき 2,500円</p> <p>2 規程等の制定改廃に係る決裁事務(事前協議を含む。) 従事1回につき 2,500円</p> <p>3 公益財団法人こども財団事務処理規程(平成30年4月1日制定)に定める理事長の決裁事項に係る決裁事務 従事1回につき 1,000円</p> <p>4 その他財団運営に係る協議・相談事務 従事1回につき 2,500円</p>
------	--

別表第3 (第3条関係)

報酬月額(期末・勤勉手当及び通勤手当を除く。)の上限額	600,000円
年間報酬総額(期末・勤勉手当及び通勤手当を含む。)の上限額	8,000,000円

別表第4 (第5条関係)

鉄道賃	鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
船賃	水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。
航空賃	航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。
車賃	陸路(鉄道を除く。)旅行の実費額又は路程に応じ1キロメートル当たりの定額により支給する。
日当(1日につき)	2,200円
宿泊料(1夜につき)	10,900円